

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	種類についての条件	台数
1	富岡高等 学校の 一部	富岡市七日市 1425-1	1階 生徒会室前	1.10 m ² (1.00m× 0.85m+ 0.25 m ²)	アイス クリーム	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、
本仕様書のとおりとし、協議のうえ決定する。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

（1）大きさ及びデザイン

①大きさ

おおよそ W1000×D800×H2000mm 以内

②デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したデザインとする。

（2）環境対策

①省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②フロン対応

環境影響を低減する機種とする。フロン排出抑制法を遵守すること。

（3）安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」を遵守した措置を講じるものとする。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても

「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、必要に応じて、協議のうえ設置方法及び使用済み容器の回収方法を決定することができる。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

ふた付きのゴミ箱とし、収用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器の処理

定期的に回収し、関係法令に基づいて適切に処理する。

回収ボックス内部に使用済み容器回収用の半透明袋を設置すること。

回収ボックスのゴミ袋は設置者の負担とする。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

群馬県立富岡高等学校長の許可を得たアイスクリームとする。

(2) 價格

メーカー自動販売機推奨価格の 90 %以下とする。

(3) 商品の変更についてはその都度学校へ協議すること。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格

したものに限る。)により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 売上実績の報告

必要に応じて、売上数量等の報告を行うものとする。

9 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては群馬県立富岡高等学校の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県立富岡高等学校の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

群馬県立富岡高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 群馬県立富岡高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県立富岡高等学校はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。